

## 観光学術学会選挙規則

第1条（適用の範囲）本規則は、観光学術学会（以下、「本会」とする）会則第十二条に基づく評議員の選挙について定める。

第2条（選挙の管理）評議員の選挙は、選挙管理委員会が管理する。

2. 理事会は、正会員のなかから若干名の選挙管理委員を委嘱する。
3. 委員長は、委員の互選により決定する。

第3条（選挙の告示）選挙管理委員会は、本会ホームページにおいて選挙の実施を告示する。

第4条（選挙権及び被選挙権）選挙権及び被選挙権を有する者は、選挙実施の告示が行われた時点における本会の会員名簿に記載された正会員（大学院生を除く）とする。

第5条（選挙の方法）評議員の選挙は、所定の投票用紙を用いた無記名投票により行う。

2. 投票用紙には、会員名簿に記載された正会員（大学院生を除く）のなかから18名以内を連記する。
3. 投票者は、投票用紙を選挙管理委員会が定めた期日までに選挙管理委員会に到着するよう送付する。

第6条（投票の効力）投票の効力は選挙管理委員会が決定する。

2. 以下に該当する投票は無効とする。
  - 1) 選挙管理委員会が定めた期日後に到着したもの
  - 2) 定数以上の氏名が書かれたもの
  - 3) 氏名が判別できないもの

第7条（当選者の決定）選挙管理委員会は、期日までに到着した投票用紙を集計・開票し、有効得票数の多い順に上位者から当選者を決定する。

2. 得票数が同一の場合は、年長順でその順位を決める。
3. 選挙管理委員会は、当選者が決定した場合は、これを理事会に報告し、本会の会誌およびホームページにおいて公表する。

第8条（記録の保存）選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票内容とともにこれを当該選挙に係る役員の任期間保存しなければならない。

附則

この規則は 2013 年（平成 25 年）7 月 7 日より施行する。